

春休み昼食提供のご案内



提供期間

令和7年3月24日(月)～令和7年4月10日(木)の14日間のうち、児童が入所している月のみ利用可能です。
※土・日・祝日については、提供はありません。

料金

保護者の負担額は、一食あたり250円です。

ただし、児童育成料減免世帯及び就学援助世帯^(※)は減免になります。

※就学援助世帯の方は別途減免申請書の提出をお願いします。

詳細はP3の「就学援助受給世帯への利用料の減免について」をご確認ください。

※令和7年3月、令和7年4月の児童育成料減免世帯については、減免申請書の提出は必要ありません。

お弁当について

！お弁当におはしはついておりません。ご家庭より持参するようにしてください。

！衛生上、お弁当の持ち帰りはできません。

！ご飯は大盛りと普通盛りが申込時に選択できます(都祁バンビーホームは大盛りのみ)。

どうしても足りない場合は、ご家庭の判断で白ご飯を持参ください。

！提供するお弁当については、アレルギーの対応ができません。

※小学校へアレルギー食材除去申請書(学校生活管理指導表)を提出されている児童につきましては、ご家庭でお弁当をご用意いただきますようお願いいたします。

申込方法

令和7年3月10日(月)以降に、下記の「申込用ホームページ」から利用登録をしていただき、お弁当をご注文ください。電話やメール、連絡帳での受付はできません。

利用登録をする際の学年は4月からの新学年(3月に6年生である児童は現学年)でお願いします。

※令和6年4月以降に利用登録をされた児童で、世帯情報等に変更がない場合は、前回のログイン情報を継続して利用できます。

※インターネット環境等がなく申込用ホームページが利用できない場合は、バンビーホームにご相談ください。

システム利用開始日 令和7年3月10日(月)

※開始日までは利用登録及びログインができません

★申込用ホームページ



<https://nara-lunch.eigyo.co.jp/>

★システムご利用マニュアル



★バンビーランチQ&A



受付締切日時について

お弁当の申し込み・キャンセルは、提供日の前日13時まで可能です（各実施期間初日のみ前々日の13時まで、土・日・祝はカウントしない）。

締切日時を過ぎた場合、新規申込・変更・キャンセルはできませんのでご注意ください。

3月	申込日	締切日時	
	24(月)	★3月19日	13:00
	25(火)	3月24日	13:00
	26(水)	3月25日	13:00
	27(木)	3月26日	13:00
	28(金)	3月27日	13:00
	31(月)	3月28日	13:00

4月	申込日	締切日時	
	1(火)	3月31日	13:00
	2(水)	4月1日	13:00
	3(木)	4月2日	13:00
	4(金)	4月3日	13:00
	7(月)	4月4日	13:00
	8(火)	4月7日	13:00
	9(水)	4月8日	13:00
	10(木)	4月9日	13:00

3月24日分は通常より締切が早くなっています！



☆ご利用について☆

下記学年の児童は利用月についてご注意ください。

- ・令和6年度6年生…令和7年3月31日(月) 配食分まで
 - ・令和7年度1年生…令和7年4月1日(火) 配食分から
- } お弁当の注文が可能です。

※ システム上、児童が入所していない月でも注文ができてしまう場合があります。

入所月以外に注文された場合も昼食費をご負担いただきますのでご注意ください。

☆キャンセルに関する注意☆

- ・キャンセルがなかった場合、その日にお弁当を食べなかったとしても昼食費をご負担いただきますので、ご了承ください。
- ・退所される方は別途キャンセルの申込をお願いします。申込済のお弁当を期限内に取り消さない場合、退所後の昼食費もご負担いただきますのでご注意ください。
- ・残食を減らすため、欠席予定の場合は、締切日時までにキャンセルいただきますようご協力をお願いします。

お支払い方法について

昼食費は児童育成料・実費のお支払いに登録されている口座から、下記指定日に引き落とし予定です。

令和7年3月分: 令和7年4月28日(月)

令和7年4月分: 令和7年5月26日(月)

就学援助受給世帯への昼食費の減免について

就学援助受給世帯の昼食費については、【奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免申請書】（以下、減免申請書）を提出することで減免されます（就学援助の認定月のみ）。

なお、この申請は昼食費のみが対象であり、児童育成料やおやつ代が減免されることはありません。

☆申請方法等☆

減免対象：令和7年3月分、令和7年4月分 春休み昼食提供事業利用料

提出書類：奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免申請書 児童ごとに1部

※年度が変わるため3月・4月ともに申請される場合は、それぞれ申請書の提出が必要です。

配布場所：各バンビーホーム

提出先：ご利用中のバンビーホーム

提出締切：令和7年3月分 … 令和7年3月31日（月）

令和7年4月分 … 令和7年4月30日（水）

<諸注意>

！申請は期ごとに必要です。令和6年12～令和7年1月に提出された方も、令和7年3月～4月の春休み用に再度申請をしてください。

！期限までに減免申請書の提出がない場合、昼食費は請求します。

！令和7年3月、令和7年4月の児童育成料減免世帯については、減免申請書の提出は必要ありません。

* 就学援助については教育総務課（Tel:0742-36-4894（代表））にお問い合わせください。

提供の停止

過去にご利用のあった昼食費の支払が、各納期限を超えて1カ月以上ない場合、その日以降の昼食申込の受付はできません。

よって、前年度まで（4月、夏、冬、3月）及び令和6年度（4月、夏、冬）の昼食費が未納の場合、令和6年度春休みのお弁当はお申込みいただけません。

警報発令時の対応

① 当日の午前7時の時点で警報が発令されている場合

その日のお弁当は提供せず、昼食費のご負担もありません。

その後、午前中に警報が解除され、児童がバンビーホームに登所する場合、ご家庭からお弁当持参での登所をお願いします。

② 児童が登所後の午前中に警報が発令した場合

お弁当はキャンセルできません（昼食費が発生します）。

ただし、保護者の方等がお迎えに来られるまではバンビーホームで児童を預かります。

児童が昼食時までバンビーホームにいる場合は、お弁当を提供します。



問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局 教育部

放課後児童育成課 バンビーホーム運営係

電話 0742-34-5441

